

✓ 東京税理士会会員の方々へ

コンシェルジュ弁護士 の制度を ご存知ですか？



顧問先のお悩みに応じて
ふさわしい弁護士を
ご紹介する制度です



東京税理士会会員の方向け
＜専属コンシェルジュ制度＞



＜通常のコンシェルジュ制度＞

詳しくは裏面へ！



東京税理士会会員の方向け ＜専属コンシェルジュ制度＞

＜通常のコンシェルジュ制度＞

東京税理士会 会員

弁護士に相談した方がよい案件か、ちょっと聞いてみたい。

顧問先に弁護士を紹介して欲しい。

こんな時は、直接
東京弁護士会業務課に
税理士の方からお電話ください。

こんな時は、
中小企業法律支援センターの相談窓口を
顧問先にご案内ください。

東京税理士会 会員

顧問先

専属コンシェルジュ弁護士から、折り返しお電話します。

このとき、東京税理士会会員からのご紹介であることを窓口伝えるようにお願いします。

東京弁護士会業務課
☎03-3581-3332
受付：平日9:30～16:00

中小企業法律支援センター
☎03-3581-8977
受付：平日9:30～16:00

専属コンシェルジュ弁護士

コンシェルジュ弁護士

弁護士が関与すべき法律問題があるか回答いたします。
顧問先へ弁護士のご紹介が必要となった場合には、専属コンシェルジュがお悩みに応じてふさわしい弁護士を、直接、顧問先にご紹介します。

顧問先からお電話いただいた後、コンシェルジュ弁護士から、顧問先に折り返しお電話します。

顧問先は、紹介された相談担当弁護士と日程調整をし、直接面談によりご相談いただけます。顧問先のご了承があれば、税理士の方も同席可能です。

相談担当弁護士

顧問先

初回30分無料※
面談

※30分以降は、30分毎に5,000.0円+消費税を頂戴いたします

コンシェルジュ弁護士が相談担当弁護士を紹介し、顧問先と面談いただく流れは、左と同じです。